資料 1-8-10 東京大学大気海洋研究所研究船共同利用運営委員会規則

東京大学大気海洋研究所研究船共同利用運営委員会規則

制定 平成22年4月1日

改正 平成23年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大気海洋研究所協議会規則第7条 第2項に基づき、研究船共同利用運営委員会(以下「委員会」 という.) の組織及び運営に関し必要な事項について定める.

(任 務)

- 第2条 委員会は、研究船淡青丸及び研究船白鳳丸(以下「研究船」という.) の共同利用に関する事項を審議する.
- 2 研究船に関する重要事項について検討し、大気海洋研究所協議会に意見及び要望等の提案を行う.

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する.

- (1) 東京大学大気海洋研究所長(以下「所長」という.)
- (2) 日本学術会議地球惑星科学委員会SCOR分科会の推薦による東京大学大気海洋研究所(以下「研究所」という.)外の者6名
- (3) 研究所の教授又は准教授のうちから3名
- (4) 独立行政法人海洋研究開発機構の職員2名(第2号により 推薦された者を除く、)
- (5) その他所長が必要と認めた者
- 2 委員総数の半数以上は、学外者とする.

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選による.

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる.
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する.

(任期)

第5条 委員の任期は3年とする. ただし, 再任を妨げない.

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする.

(部 会)

- 第6条 委員会のもとに、研究船運航部会、研究船舶部会及び 研究船観測部会を置く。
- 2 部会は、定められた任務を遂行し、委員会に提案を行う.
- 3 部会の任務及び部会委員の選出等については、別に定める.

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務部で処理する.

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する.